

血漿分画製剤

国内自給推進へのご理解とお願い

大切なのち
血漿分画製剤は
血液製剤のひとつとして
献血者の皆様の善意に支えられて
医療に貢献しています



献血による血漿分画製剤の国内自給に向けて

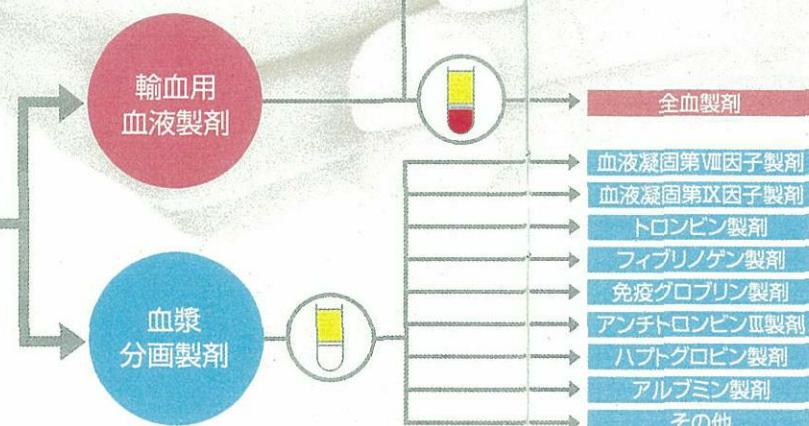
血液は人体に由来するため、WHOの1975年の勧告で「無償献血を基本として各国の血液事業を推進すべき」とされています。また2003年(平成15年)7月、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(血液法)が施行されました。この血液法の基本理念にうたわれている「献血による血液製剤の国内自給」には、国民の皆様の強い願いが込められています。国内献血由来製剤の普及にご理解とご協力をお願いします。



血液製剤は…

輸血用血液製剤と、血漿成分を精製して得られる血漿分画製剤に大別されます。

主な血液製剤の分類と使用目的

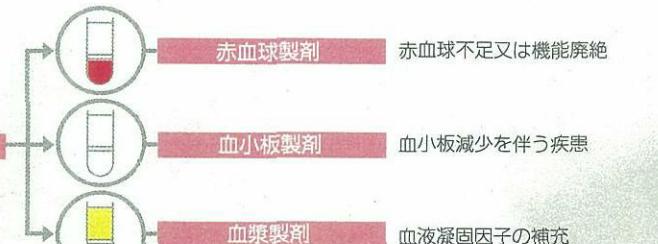


献血血液の有効利用

血漿分画製剤は、同一の原料から何種類もの製剤が製造されています。「善意の献血により得られた血液」は、それぞれの患者さんに必要な成分を製剤として提供することにより、有効に利用されています。

血漿分画製剤製造工程概略(例)

凍結血漿(融解・ブール)		血液凝固第VII因子製剤
分離	沈殿：クリオフレシピテート	血液凝固第IX因子製剤
イオン交換クロマト	吸着	トロンビン製剤
エタノール分画		フィブリノゲン製剤
分離	沈殿：Fraction I	
上清 エタノール分画		
分離	沈殿：Fraction II+III 沈殿：Fraction II	筋注用免疫グロブリン製剤
上清 エタノール分画		静注用免疫グロブリン製剤
分離	沈殿 Fraction IV-1	アンチトロンビンⅢ製剤
上清 エタノール分画	Fraction IV-4	ハフトグロブリン製剤
分離	沈殿 Fraction V	アルブミン製剤



- 赤血球不足又は機能廃絶
- 血小板減少を伴う疾患
- 血液凝固因子の補充
- 赤血球不足と循環血漿量不足との同時補充
- 血液凝固第VII因子欠乏症（血友病A）
- 血液凝固第IX因子欠乏症（血友病B）
- トロンビン製剤
- フィブリノゲン製剤
- 免疫グロブリン製剤
- アンチトロンビンⅢ製剤
- ハフトグロブリン製剤
- アルブミン製剤
- その他



血漿分画製剤の安全対策

血漿分画製剤は、血液から作られていることから一般医薬品よりも厳しい規制が設けられています。

日本赤十字社と国内血漿分画製剤製造3社は、献血者の確保から製造販売調査に至るまで様々な安全対策を講じています。



血液製剤の国内自給推進のあゆみ

- 1950 民間血液銀行設立
献血による供血者の健康問題 血液製剤の品質低下
- 1952 日赤血液銀行開設
- 1956 採血及び供血あせん業取締法施行
- 1959 保存血輸血の普及
- 1964 ライシャワー事件：献血の機運が高まる「献血の推進について」閣議決定
- 1974 輸血用血液製剤を全て献血で確保する体制確立（血漿分画製剤は海外に依存）
- 1975 WHO 勧告「無償献血を基本として各国の血液事業を推進すべき」
- 1986 400mL 採血と成分採血の導入
- 1988 「先天性免疫不全症候群の予防に関する法律」附帯決議
- 1990 有償採血の完全廃止
- 1994 第VIII因子製剤の国内自給達成
- 2000 「新たな血液事業の在り方について」中央薬事審議会企画・制度改正特別部会
- 2003 「薬事法及び採血及び供血あせん業取締法の一部を改正する法律」一部施行
「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）
「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」適用
EU 血液指令「自発的無償供血を推進すべき」
- 2004 「輸血医療の安全性確保のための総合対策」策定
- 2005 「薬事法及び採血及び供血あせん業取締法の一部を改正する法律」完全施行

平成18年版血液事業報告より抜粋（一部改変）



血液事業の基本方針

血液法の基本理念に基づき以下の基本的な方向が示されています。

安全性の向上

- 血液の採取、製造、供給から使用に至るまでの安全性の更なる向上。

国内自給原則、安定供給の確保

- 倫理性、国際的公平性の観点から、国内で使用される血液製剤が、原則として国内献血により得られた血液を原料として製造される体制の整備。
- 医療の需要に的確に応えられる安定供給体制の整備。

適正使用の推進

- 献血血液が貴重なものであること及び感染リスクから、適正使用を推進する。

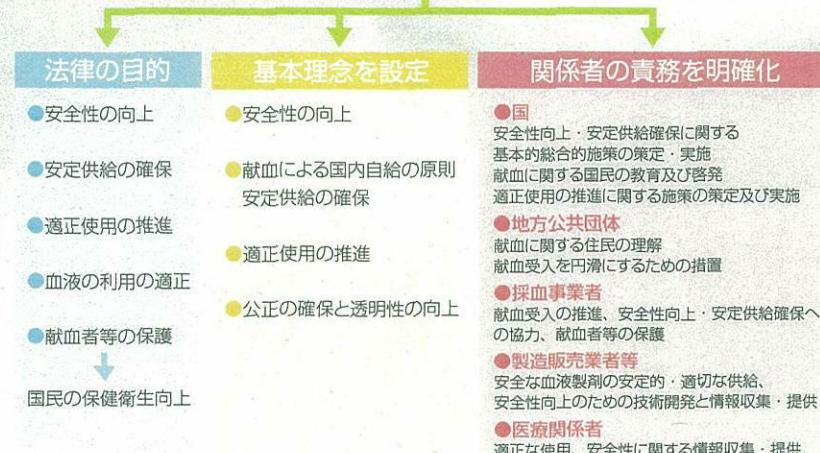
公正かつ透明な実施体制の確保

- 献血者の善意に応え、国民の理解と協力を得られるような情報公開。



血液事業と血液法

血液法 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」



血漿分画製剤の表示について

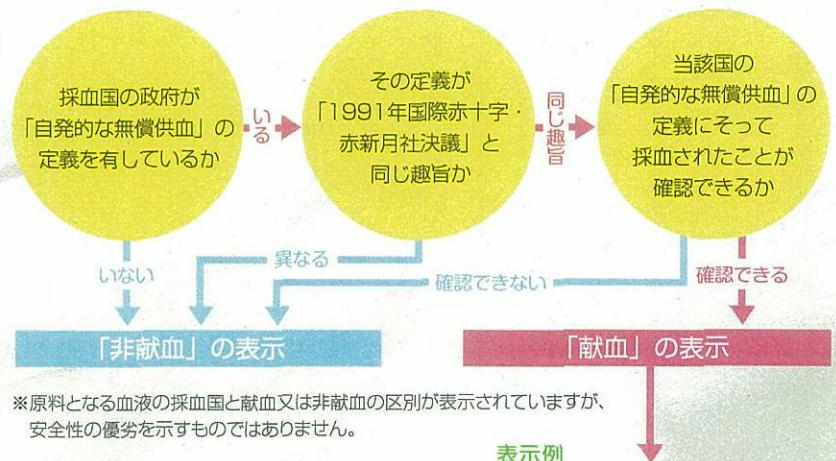
血漿分画製剤には以下の表示がなされています。この表示は、製剤を使用する患者さんやご家族の方などに選択の機会を提供するためのものです。

「献血」・「非献血」の表示

「献血」とは、「自発的な無償供血」を意味します。

自発的な無償供血とは、供血者が血液、血漿、その他の血液成分を自らの意思で提供し、かつそれに対して、金銭または金銭の代償と見なされる物の支払いを受けないことをいう。この支払いには休暇も含まれるが、供血及び移動のために合理的に必要とされる休暇は含まれない。少額の物品、軽い飲食物や交通に要した実費の支払いは、自発的な無償供血と矛盾しない。

(1991年国際赤十字・赤新月社決議)





主な血液製剤の有効期間について

主な輸血用血液製剤

製剤名	人全血液	赤血球濃厚液	濃厚血小板	新鮮凍結血漿
有効期間	採血後21日間	採血後72時間以内	採血後1年間	

主な血漿分画製剤*

製剤名	アルブミン製剤	免疫グロブリン製剤	血液凝固第VII因子製剤	アンチトロンビンⅢ製剤
有効期間	国家検定又は自家試験合格後2年間又はそれ以上			

*分画工程を経て精製される血漿分画製剤は、有効期間が長く設定されています。

日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/>

財団法人化学及血清療法研究所

<http://www.kaketsukan.or.jp/>

日本製薬株式会社

<http://www.nihon-pharm.co.jp/>

株式会社ベネシス

<http://www.benesis.co.jp/>

memo